

内規

第1章 役員及び会計監査とその選出

- 第1条 役員及び会計監査委員、健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員、委員長、副委員長を一度担えば、以後、これらの選考の対象より除外する。
- 但し、これは立候補の意思を妨げるものではない。

第2章 委員会

- 第2条 各クラスより選出された各委員会の委員の総称を、クラス委員とする。

第3章 委員長・副委員長・委員とその選出

- 第3条 クラス委員の選出
1. 役員を一度担えば、以後、クラス委員の選考の対象より除外する。
 2. 健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員を担えば、その任期満了後 6 年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
 3. 委員長を担えば、その任期満了後 5 年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
 4. 副委員長を担えば、その任期満了後 4 年間、クラス委員の選考の対象より除外する。
 5. 過去に選出されたクラス委員は、原則として、その選出された学年でのクラス委員の選考の対象より除外することができる。但し、同学年に複数の児童が在籍する会員はこの限りではない。また、同学年の会員の選考条件が同一の場合、この限りではない。
 6. その任期を担う年度に、6 年生のみ在籍の会員は、委員長・副委員長の選考の対象より除外する。
 7. 1～6 は、立候補の意思を妨げるものではない。

第4章 地区委員長・地区副委員長・地区委員の選出

- 第4条 地区委員の選出
1. 役員を一度担えば、以後、地区委員の選考の対象より除外する。
 2. 健全育成会委員、豊中市人権教育推進委員協議会委員、豊中市青少年指導ルーム指導員を担えば、その任期満了後 1 年間、地区委員の選考の対象より除外する。
 3. 委員長を担えば、その任期満了後 1 年間、地区委員の選考の対象より除外する。
 4. 副委員長を担えば、その任期満了後 1 年間、地区委員の選考の対象より除外する。
 5. 地区委員は、過去にクラス委員・地区委員の委員経験履歴がない児童の会員より選出される。
 6. 1～5 は、立候補の意思を妨げるものではない。
 7. 地区委員の選出は、地区別児童会（各班）毎に、地区委員が選考委員となり話し合いの上、選出を行う。
 8. 地区委員は、地区別児童会（各班）毎に、原則一名以上選出する。

- 第5条 地区委員長・地区副委員長の選出

1. 地区委員長・地区副委員長は、1,2 丁目より一名、3 丁目より一名選出し互選により決定する。
- 但し、3 丁目より委員長・副委員長が立候補の場合はその限りではない。

第5章 集会

- 第6条 運営委員会において委員長、副委員長ともに出席不可能な場合に限り、委員会の指名による委員の代理出席を認める。

第6章 改正

- 第7条 この内規は、運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

平成 13 年 3 月 一部改正

令和 3 年 3 月 第 5 章、第 6 章 一部改正

令和 3 年 3 月 第 1 章、第 2 章、第 3 章、第 4 章 追加

南丘小学校 PTA 慶弔内規

第1項 本会員及び児童の慶弔は、以下の内規によるものとする。

死亡時	児童・会員		10,000 (檜一對 別)
	教職員	本人	10,000 (檜一對 別)
		配偶者	5,000
		実父母	5,000
		同居家族	3,000
入院 (1ヶ月以上)	教職員		5,000
	児童		5,000
火災	全焼		10,000
	半焼		5,000

第2項 上記の内規によりがたい事情があるときは、役員で協議する。

第3項 この内規は、運営委員会の協議により改定することができる。